

# 旅 費 規 程

昭和51年 7月16日制定  
昭和59年 1月26日改正  
平成 5年 1月21日改正  
平成16年 4月26日改正

## (目 的)

- 第1条 この規程は、社団法人長野法人会（以下「本会」という）ならびに定款細則第2章に規定する「部会」の役職員が、本会の用務により出張する場合の旅費に関する事項を定める。
- 2 役員には委員会委員等をを含むものとする。
  - 3 本会主催に関わる講演会等の講師は役員に準ずるものとする。

## (適用範囲)

- 第2条 本会の用務とは次のものをいう。
- (1) 全法連、県法連の会議等で、職務により出席するもの
  - (2) 関係団体の会議等で、本会を代表して出席するもの
  - (3) 本会主催の理事会・委員会・青年部幹事会・女性部幹事会・部会長等会議・部会事務担当者会議
  - (4) その他必要と認められるもの

## (支給基準)

- 第3条 支給基準は、第2条(1)・(2)は別表1、(3)は別表2によるものとし、改訂の必要が生じた都度理事会の決議を経てこれを改める。
- 2 特別の事情により前項の規定により難しいときは、その実費を支給することができる。

## (支給時期)

- 第4条 旅費の支給は、原則として、出席が確認された時とする。

- 附 則
- 1 . この規定は昭和59年 1月26日より施行する。
  - 2 . 第2条の(3)ならびに第3条の規程については、平成16年 4月 1日より施行する。

別表 1

区	分	役 員	事務局長	職 員
交通費	運 賃 特急料金等	実 費 特急・グリーン	実 費 特急・指定	実 費 特急・指定
日 当		4,000円	3,000円	2,000円
宿泊費		15,000円	12,000円	10,000円

別表 2

役員	
篠ノ井部会	長野駅～篠ノ井駅 JR往復
松代部会	長野駅～松代 バス往復
若穂部会	長野駅～須坂駅～若穂駅 長野電鉄往復
七二部会	長野駅～篠ノ井村山 バス往復
信更部会	長野駅～篠ノ井駅～原市場 JR・バス往復
須坂部会	長野駅～須坂駅 長野電鉄往復
小布施部会	長野駅～小布施駅 長野電鉄往復
高山部会	長野駅～須坂駅～高山村役場前 長野電鉄・バス往復
大岡部会	長野駅～篠ノ井駅～大岡村役場前 JR・バス往復
信州新町部会	長野駅～信州新町営業所 バス往復
信濃町部会	長野駅～黒姫駅 JR往復
豊野町部会	長野駅～豊野駅 JR往復
牟礼部会	長野駅～牟礼駅 JR往復
戸隠部会	長野駅～戸隠商工会館前 バス往復
鬼無里部会	長野駅～鬼無里営業所 バス往復
中条村部会	長野駅～中条村役場前 バス往復
小川村部会	長野駅～高府 バス往復
三水村部会	長野駅～牟礼駅 JR往復

- (注1) 会議場を長野駅周辺と想定し基準点を長野駅とし、また、もう一方の基準点を各部会事務局の最寄り駅とした。会議場が長野駅周辺以外の場合は、開催会議場の最寄り駅等を基準点とする。
- (注2) 旅費支給基準は公共交通機関を利用し合理的な方法で算定する。
- (注3) 本部に事務局を置く部会および本部事務局より半径4km以内の部会については旅費規程を適用しない。
- (注4) 日当は支給しない。